

# 川崎市地域防災計画 風水害対策編

(令和2年度修正)

新旧対照表

**修正案**

総務企画局危機管理室



川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	4	1	1	9		(各章の加除修正を反映)		各章の加除修正を反映	総務企画局危機管理室
風水害対策編	6	1	2	4		関東地方整備局(京浜港湾事務所) 1 港湾施設及び海岸保全施設に係る災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力 2 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施	関東地方整備局(京浜港湾事務所) 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設及び海岸保全施設に係る災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力 3 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施	1は平時の業務内容であり、災害時の業務としては3に記載されているため	京浜港湾事務所
風水害対策編	8	1	2	6		日本赤十字社(神奈川支部) 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務	日本赤十字社(神奈川支部) 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務	日本赤十字社救護規則の改正に基づく修正	日本赤十字社神奈川支部
風水害対策編	14	1	3	1		4 港湾 (中略) 川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位(平成30年)。16万トン超の大型タンカー船から5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に約60隻ほど入港している。	4 港湾 (中略) 川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位(平成28年)。16万トンの超大型タンカー船から5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に平均60隻ほど入港している。	時点修正	港湾局港湾振興部誘致振興課
風水害対策編	14	1	3	2	表や図の修正あり(別添)	第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】 1 人口・世帯数 令和元年10月1日現在で本市の人口は約153万人であり、世帯数は約74万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約3.7%、世帯数は約7.0%増加している。また、人口密度は、1k㎡あたり10,602人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。 【図表修正：別添1】	第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】 1 人口・世帯数 平成29年10月1日現在で本市の人口は約150万人であり、世帯数は約72万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約3.8%、世帯数は約5.6%増加している。また、人口密度は、1k㎡あたり10,417人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。	時点修正	総務企画局危機管理室
風水害対策編	15	1	3	2		2 交通 (中略) 主要駅の1日平均乗車人員は、J R川崎駅が214,601人で最も多く、次いで東急溝の口駅が157,390人、J R武蔵小杉駅が130,752人となっている。(「令和元年版川崎市統計書」より)	2 交通 (中略) 主要駅の1日平均乗車人員は、J R川崎駅が209,480人で最も多く、次いで東急溝の口駅が152,992人、J R武蔵小杉駅が128,079人となっている。(「平成29年版川崎市統計書」より)	時点修正	総務企画局危機管理室
風水害対策編	16	1	3	3	表や図の修正あり(別添)	第3節 気象の概況【総務企画局危機管理室】 1 概要 (中略) 年間降水量は、この10年は1,100~1,800mmとなっている。また、過去10年間(平成22年~31年度)の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.7日発生しており、最大1時間雨量は、高津区の観測地において85mmを記録している。 【図表修正：別添2】	第3節 気象の概況【総務企画局危機管理室】 1 概要 (中略) 年間降水量は、この10年は1,100~1,800mmとなっている。また、過去10年間(平成20年~29年度)の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.8日発生しており、最大1時間雨量は、中原区及び高津区の観測地において85mmを記録している。	時点修正	総務企画局危機管理室
風水害対策編	18	1	3	4	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添3】		時点修正	総務企画局危機管理室
風水害対策編	29	2	1	2		3 学校での防災教育 [表内>方法]2 災害に関するハザードマップ等を活用した防災教育の実施	3 学校での防災教育 [表内>方法]2 災害に関するハザードマップ等の頒布及び解説	ハザードマップの頒布は行っていないが、活用した防災教育は取り組んでいるため	教育委員会事務局健康教育課

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	32	2	1	5		<p>第5節 消防団の充実・強化【消防局】</p> <p>消防団は、<u>防災活動等</u>を消防署と連携して実施し、風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、「共助」の推進のため、次のような消防団の防災活動力の充実・強化に努める。</p> <p>1 消防団員に対する防災教育 配置した<u>救助資機材等</u>を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。</p> <p>2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。</p> <p>3 <u>救助資機材等</u>の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、<u>救助資機材等</u>の配置を図る。</p>	<p>第5節 消防団の充実・強化【消防局】</p> <p>消防団は、<u>防災活動、応急救護活動等</u>を消防署と連携して実施し、風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、「共助」の推進のため、次のような消防団の防災活動力の充実・強化に努める。</p> <p>1 消防団員に対する防災教育 配置した<u>救助・応急資器材</u>を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。</p> <p>2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。</p> <p>3 <u>救助、応急救護用資機材等</u>の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、<u>救助・応急救護資機材</u>の配置を図る。</p>	<p>応急資器材、応急救護用資機材の増強については必要性がなく配置予定はない。</p>	消防局総務部庶務課
風水害対策編	34	2	1	8		<p>第8節 大規模な建築物における防災力向上【総務企画局危機管理室、まちづくり局、区】</p> <p><u>大規模なマンションやオフィスビル・商業施設など受変電設備等を有する建築物が、洪水や内水氾濫による水害により当該設備に被害を受け電源喪失した場合、エレベーター、給排水ポンプ、消防設備などが使用できなくなるといった問題が発生する。また、水害による被害の程度や被害を受けた設備の種別等によっては、復旧に多くの時間を要することが想定される。</u></p> <p><u>そのため、大規模な建築物においては、様々な主体が水害に伴う特有のリスクを理解し、自助・共助・公助に基づき、適切な備えを実施することで防災力の向上に努めるものとする。</u></p>	新規	<p>大規模な建築物特有のリスクを踏まえた防災力の向上について記載</p>	総務企画局危機管理室 まちづくり局まちづくり調整課
風水害対策編	34	2	1	8		<p>1 大規模な建築物の水害対策</p> <p><u>(1) 大規模なマンションの居住者・所有者・管理組合等は、国の(仮称)建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインなどを踏まえ、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努めるとともに、在宅避難時における建物のライフラインの停止等に備え、事前に必要な備蓄を行う。</u></p> <p><u>また、水害発生時におけるマンション内での連絡体制や対応方法等について共有を図る。</u></p> <p><u>(2) 大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者・占有者・管理者等は、国のガイドラインなどを踏まえ、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努める。</u></p> <p><u>(3) 水害などの災害発生時は、同じ建物内や周辺地域の方々との連携・助け合いが重要であることから、平時から協力できる関係づくりに努める。</u></p> <p>2 普及啓発</p> <p><u>(1) 市及び区は、大規模なマンションの居住者や所有者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえた適切な水害対策や、ぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を行う。</u></p> <p><u>(2) 大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者は、管理者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえ、適切な水害対策に係る普及啓発を行う。</u></p>	新規	<p>大規模な建築物特有のリスクを踏まえた防災力の向上について記載</p>	総務企画局危機管理室 まちづくり局まちづくり調整課
風水害対策編	34	2	1	9		<p>第9節 地区防災計画の提案等【総務企画局危機管理室、各局室区】</p>	<p>第8節 地区防災計画の提案等【総務企画局危機管理室、各局室区】</p>	節の変更	総務企画局危機管理室
風水害対策編	36	2	2	2	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添4】		時点修正	建設緑政局河川課
風水害対策編	36	2	2	4	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添5】		表の修正	宮前道路公園センター 建設緑政局河川課

**川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表**

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	39	2	3	1		第1節 下水道(雨水管きよ等)の整備【上下水道局】 下水道は(中略)整備水準は5年に1回程度の降雨(時間雨量52mm)に対応している。 (中略) また、都市化の進展による雨水流出量の増大や局地的な集中豪雨など、近年の降雨特性の変化により、浸水被害が発生していることから、浸水状況を考慮して、貯留管やバイパス管などの整備により10年に1回程度の降雨(時間雨量58mm)にも対応した雨水整備を進めている。(中略)	第1節 下水道(雨水管きよ等)の整備【上下水道局】 下水道は(中略)整備水準は5年に1回程度の降雨に対応している。 (中略) また、都市化の進展による雨水流出量の増大や局地的な集中豪雨など、近年の降雨特性の変化により、浸水被害が発生していることから、浸水状況を考慮して、貯留管やバイパス管などの整備により10年に1回程度の降雨にも対応した雨水整備を進めている。(中略)	パブリックコメントの御意見をうけて、時間雨量の表記を追加しました。	上下水道局庶務課
風水害対策編	43	2	5	1		第1節 土砂災害防止対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区】 (中略) 2 土砂災害特別警戒区域の指定 (2)土砂災害特別警戒区域への対策 ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。 イ 居室を有する建築物は建築基準法に基づく建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行うなどの規制がなされる。 ウ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。	第1節 土砂災害防止対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区】 (中略) 2 土砂災害特別警戒区域の指定 (2)土砂災害特別警戒区域への対策 ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。 イ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。	未記入規制の追加	まちづくり局宅地企画指導課
風水害対策編	44	2	5	2		第2節 宅地災害の予防対策【まちづくり局指導部】 (中略) 2 崖崩れ災害防止対策 (中略) また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善を促すとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。	第2節 宅地災害の予防対策【まちづくり局指導部】 (中略) 2 崖崩れ災害防止対策 (中略) また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善工事の指導を行うとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。	文言修正	まちづくり局宅地企画指導課
風水害対策編	45	2	5	3		第3節 道路崖の適切な維持管理 市が管理する道路法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的に適切な維持管理を行う。	第3節 道路崖防災工事 市が管理する道路に接している法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的な道路防災事業の整備を推進する。	・「道路防災事業」という事業が存在しない。 ・民地法面については、前頁の宅地災害の予防対策に含まれており、道路法面については、道路管理者が適切な維持管理を実施するため。	建設緑政局道路施設課
風水害対策編	53	2	8	1	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添6】		時点修正	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
風水害対策編	56	2	8	3		1 災害時要援護者施設等の範囲 (1)水防法第15条第1項第4号ロに定める要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設) (中略) イ 学校 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等	1 災害時要援護者施設等の範囲 (1)水防法第15条第1項第4号ロに定める要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設) (中略) イ 学校 幼稚園、特別支援学校等	小学校、中学校、高等学校も含まれるため	教育委員会事務局健康教育課
風水害対策編	56	2	8	3		(2)土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設 (中略) イ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等	(2)土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設 (中略) イ 小学校、中学校、高等学校等の学校	幼稚園、特別支援学校も含まれるため	教育委員会事務局健康教育課

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	57	2	8	4		第4節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、市民文化局 <b>多文化共生推進課</b> 、区】 国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。 (中 略)	第4節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、市民文化局人権・男女共同参画室、交流推進担当、区】 国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。 (中 略)	令和2年度に予定している組織改正のため	市民文化局交流推進担当及び人権・男女共同参画室
風水害対策編	57	2	8	5		第5節 避難施設の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進課、関係局区】 要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの構築を図る。 1 避難施設における要配慮者受入れ体制の整備【関係局区】 <u>指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあっては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。</u> また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。	第5節 避難施設の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進課、関係局区】 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、各要配慮者が安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。 1 避難施設における要配慮者受入れ体制の整備【関係局区】 学校等の避難所において、要配慮者が健常者とともに一時的に安全を確保し、また、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。 <u>また、避難所に指定された公共施設にあっては、要配慮者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</u>	長期避難生活（避難所）についての記載のみであったため、緊急避難（緊急避難場所）も踏まえた記載に変更	総務企画局危機管理室
風水害対策編	58	2	9	1		2 応急医療機能の確保 災害時の被災状況等に応じて、市内中学校を優先的に医療救護所の候補地となるよう、 <b>市内</b> 医療関係団体と連携のもとに備えておく。	2 応急医療機能の確保 災害時の被災状況等に応じて、市内中学校を優先的に医療救護所の候補地となるよう、 <b>川崎市医師会及び川崎市病院協会</b> などの医療関係団体と連携のもとに備えておく。	・所要の文言整理のため	健康福祉局保健医療政策室
風水害対策編	58	2	9	2		第2節 避難施設【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】 1 <u>指定緊急避難場所【総務企画局危機管理室】</u> <u>市長は、災害対策基本法に基づき、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設（又は場所）として、災害種別ごとに市立小学校及び高等学校等を指定緊急避難場所として指定する。指定緊急避難場所は、避難者を確実に安全に受け入れるために、同法施行令に定める管理条件や構造条件等の一定の基準を満たすことを要件とする。</u>	第2節 避難施設【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】 1 緊急避難場所【総務企画局危機管理室】 市は、異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象）毎に被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設を緊急避難場所に指定する。その際、避難場所標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、民間施設を緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておくものとする。 市は、新たに緊急避難場所を指定したときには、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。また、緊急避難場所の指定を解除したときも同様とする。	緊急避難場所、避難所、避難所補完施設のそれぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。 また、平時及び災害時の役割に応じて、権限者を明記。	総務企画局危機管理室
風水害対策編	58	2	9	2		2 <u>指定避難所【総務企画局危機管理室】</u> 市長は、災害対策基本法に基づき、被災した住民等が一定期間滞在する場として、地域防災拠点のほか市立小学校及び高等学校等を指定避難所として指定する。指定避難所は、被災者を受入れ、円滑な救援活動を実施するために、同法施行令に定める構造・設備条件等の一定の基準を満たすことを要件とする。 3 <u>避難所補完施設【総務企画局危機管理、区、各施設所管局】</u> 市長は、住民等が確実に避難できるよう、地域の実情に応じて、公共施設又は町内会館等の民間施設から指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設（以下「避難所補完施設」という。）の確保に努める。 <u>なお、市の施設以外の施設を避難所補完施設として確保する場合は、あらかじめ施設管理者等の承諾を得ておき、災害時には使用する旨の連絡を行う。</u>	2 避難所及び補完施設【総務企画局危機管理室】 災害時における被災者の安全と安心を確保するため、あらかじめ避難所として地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校等を指定する。避難所となっている学校が、統廃合等により廃校となった場合においても、避難所としての機能を有していれば、関係機関と協議の上で引き続き避難所として指定することができるものとする。 避難所は災害発生直後の緊急的な避難（緊急避難場所）として活用されるだけでなく、危険が去った段階において、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設とする。 また、市長は、住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設として確保し、災害発生（危険）箇所、避難所の位置、収容人員等を考慮して、緊急性や危険度から判断の上、一時使用するものとし、施設管理者にその旨を報告する。 なお、民間施設を補完施設として確保する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、災害時には利用する旨の連絡を行う。 市は、新たに避難所を指定したときには、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。また、避難所の指定を解除したときも同様とする。	緊急避難場所、避難所、避難所補完施設のそれぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。 また、平時及び災害時の役割に応じて、権限者を明記。	総務企画局危機管理室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	58	2	9	2		<p>4 住民への周知 市は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定又は解除したときには、公示等により広く市民に周知する。また、指定緊急避難場所の標識を設置する場合は、どの災害の種類に対応した緊急避難場所であるか、浸水区域の場合は何階以上のフロアに避難するか等を明示するよう努めるものとする。</p> <p>危機管理室及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報誌、ホームページや避難所標識などにより住民に指定避難所等について周知徹底を図るものとする。</p> <p>5 避難所の対象区域【総務企画局危機管理室、区】</p> <p>6 避難経路</p> <p>7 情報受伝達手段の整備【総務企画局危機管理室】 (中略)</p> <p>(4) 総合防災情報システムの整備 緊急避難場所又は避難所と市及び区における、避難所情報の収集、集約、分析及び共有に加え、住民への避難所情報の発信手段として、総合防災情報システムを整備する。 (中略)</p> <p>8 避難施設台帳の整備等【区】</p> <p>9 物資の備蓄【総務企画局危機管理室、環境局、区】</p>	<p>3 避難所の対象区域【総務企画局危機管理室、区】</p> <p>4 避難経路</p> <p>5 情報受伝達手段の整備【総務企画局危機管理室】 (中略)</p> <p>(4) 総合防災情報システムの整備 避難所に避難してきた近隣住民等の状況、安否情報等の入力、集計、検索に加え、災害に関わる情報の受伝達手段として、総合防災情報システムを整備する。 (中略)</p> <p>6 避難施設台帳の整備等【区】</p> <p>7 住民への周知【総務企画局危機管理室、区】 危機管理室及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報紙、ホームページや避難所標識などにより住民に避難所等について周知徹底を図るものとする。</p> <p>8 物資の備蓄【総務企画局危機管理室、環境局、区】 避難所の一時的余剰教室、校地等を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。</p>	<p>住民への周知の項目を移動</p> <p>併せて、公示や標識など、緊急避難場所の項目に記載されていた内容を移動</p> <p>次期総合防災情報システムでは、安否情報の管理は行わないため。</p>	総務企画局危機管理室
風水害対策編	60	2	9	2		<p>10 施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】 指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資器材等の確保に努める。</p> <p>11 避難施設の運営【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】 指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努める。</p>	<p>9 施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】 災害時要援護者が不安なく安全な生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。 また、避難者が災害情報入手できるようテレビアンテナや緊急地震速報対応ラジオを整備する。</p>	<p>長期避難生活（避難所）についての記載のみであったため、緊急避難（緊急避難場所）も踏まえた記載に変更</p> <p>緊急避難場所及び避難所の目的の違いを明確化し、それぞれの運営マニュアルの整備をする旨を記載</p>	総務企画局危機管理室
風水害対策編	61	2	10	1	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添7】		所在地の修正	建設緑政局河川課
風水害対策編	62	2	10	5		<p>第5節 各局区の備蓄業務等</p> <p>2 健康福祉局 医薬品及び医療救護用資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。 (資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱)</p>	<p>第5節 各局区の備蓄業務等</p> <p>2 健康福祉局 医薬品及び医療救護用資器材、食料・生活必需品等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。 (資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱)</p>	<p>当局において、要援護者向けの食糧は備蓄していないため。ストーマを備蓄しているが、現時点においては、「等」に含める。</p>	健康福祉局総務部庶務課
風水害対策編	66	2	12	1		<p>第1節 ボランティアの活動分野 災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に係る社会福祉活動を行う者で、浸水家屋等の土砂の除去や家財運び出し、避難所での炊出し、物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分される。</p>	<p>第1節 ボランティアの活動分野 災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に係る社会福祉活動を行う者で、浸水家屋等の土砂の除去や家財運び出し、避難所での炊出し、物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医師、看護師、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分される。</p>	<p>節内の項目(1)～(6)と記載を合わせるため</p>	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	66	2	12	1		<p>1 一般ボランティア 専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、区あるいは社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)等を通じて全般的な活動を地域において行う。 (中略)</p>	<p>1 一般ボランティア 専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、区あるいは社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)-区社会福祉協議会及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)等を通じて全般的な活動を地域において行う。 (中略)</p>	<p>市・区社会福祉協議会が法人合併するため</p> <p>(4)については、節内の他の項目と記載方法を合わせるため</p>	健康福祉局地域包括ケア推進室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	66	2	12	1		2 専門ボランティア (中略) (2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する消防ボランティア組織は、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動しており、市は、消防ボランティア組織と連携した水防活動や災害時要援護者の避難などの支援・協力に向けた体制づくりを行う。	2 専門ボランティア (中略) (2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する消防OB・OG等で構成される消防ボランティア組織は、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動しており、市は、消防ボランティア組織と連携した水防活動や災害時要援護者の避難などの支援・協力に向けた体制づくりを行う。	現在、消防ボランティアは消防OB・OGが主で構成されていないため	消防局警防部警防課
風水害対策編	66	2	12	1		(4) 介護ボランティア 様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、 <u>介護等の支援</u> 活動を行う。 (中略) (6) その他専門ボランティア 一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、 <u>社会福祉協議会</u> 等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。	(4) 介護ボランティア 様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、 <u>健康福祉局を通じて</u> 活動を行う。 (中略) (6) その他専門ボランティア 一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、 <u>社会福祉協議会</u> ・ <u>区社会福祉協議会</u> 等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。	市・区社会福祉協議会が法人合併するため  (4)については、節内の他の項目と記載方法を合わせるため	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	67	2	12	2		1 一般ボランティア (1) <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> と連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。 (2) <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> と連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。 (3) <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> 及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。 (4) <u>社会福祉協議会</u> 及び <u>市民活動センター</u> と災害時における情報連絡体制を構築するため、防災行政無線設備等の整備に努める。 (5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び区センター）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有する <u>社会福祉協議会</u> を核とした体制整備を行う。併せて、 <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> 等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の整備を進める。	1 一般ボランティア (1) 一般ボランティア (1) <u>社会福祉法人川崎市社会福祉協議会</u> （以下、「 <u>市社会福祉協議会</u> 」という。）、 <u>公益財団法人かわさき市民活動センター</u> （以下、「 <u>市民活動センター</u> 」という。）と連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。 (2) <u>市社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> と連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。 (3) <u>市社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> 及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。 (4) <u>市社会福祉協議会</u> 及び <u>市民活動センター</u> と災害時における情報連絡体制を構築するため、防災行政無線設備等の整備に努める。 (5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び区センター）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、 <u>各区に連携拠点を持つ川崎市社会福祉協議会</u> を核とした体制整備を行う。併せて、 <u>市・区社会福祉協議会</u> 、 <u>市民活動センター</u> 等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の整備を進める。	市・区社会福祉協議会が法人合併するため （社会福祉協議会及び市民活動センターの正式名称については、別章で既に説明しているので省略する）	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	67	2	12	2		2 専門ボランティア (1) 所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体との連携体制を整備する。	2 専門ボランティア (1) 所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体、行政との連携体制を整備する。	主語が「所管局は」のため、連携先から行政を削除	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	69	2	14			<u>第14章 業務継続計画（BCP）【総務企画局危機管理室、各局室区】</u>  <u>大規模な風水害発生時においては、公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、一方で人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。</u> <u>業務継続計画は、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材といった資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。</u> <u>市は業務継続計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。</u> <u>また、各局室区長は、被災の状況等からBCPの発動に至らない場合であっても、通常業務と災害時優先業務との均衡を図りながら適切に対応する。</u>	(新規)	令和元年東日本台風での災害対応を踏まえ、業務継続計画の発動条件として風水害等による被害を明記したため	総務企画局危機管理室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	69	2	14			<p><b>第1節 発動条件</b>  <u>災害対策本部長は、本市が次のいずれかにあたる場合にBCPを発動する。また、本部長による発動が困難な場合には、職務代理者が発動する。</u>  <u>・市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき。</u>  <u>・市内で地震又は風水害等による相当程度の被害が確認されたとき。</u>  <u>・本部長が必要と認めるとき。</u></p> <p><b>第2節 発動期間</b>  <u>災害対策本部会議により、発動期間及び解除予定日時を定める。</u>  <u>以後、被災の状況に応じ、本部長の判断により延長する。</u></p> <p><b>第3節 BCPの発動及び解除の周知</b>  <u>BCPの発動は市民生活への影響が大きいため、BCPを発動又は解除する際には、各メディア(市HP、市政だより、TVK、ケーブルテレビ、メールニュースかわさき『防災気象情報』、ラジオ、報道機関等)を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めるものとする。</u></p>	(新規)	令和元年東日本台風での災害対応を踏まえ、業務継続計画の発動条件として風水害等による被害を明記したため	総務企画局危機管理室
風水害対策編	72	3	1	2		<p><b>第2節 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等【関係局】</b></p> <p><b>1 市民サービスの縮小又は停止</b>  <u>市長は、大規模な風水害等の発生が予測される場合において、住民の生命・身体の安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施するものとする。</u>  <u>なお、各局室区長は、緊急に市民サービスの縮小又は停止を行う必要があると認めるときは、速やかに市民サービスの縮小又は停止を実施するとともに、市長に報告するものとする。</u>  <u>また、各局室区長は、所管する市民サービスの対象者、内容等を踏まえ、縮小又は停止の判断基準等の策定に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 市民等への周知</b>  <u>各局室区長は、市民サービスの縮小又は停止を実施するときは、市ホームページ等の様々な広報手段を通じて市民等への周知を行う。</u></p> <p><b>第3節 川崎市災害警戒体制</b></p>	(新規) 第2節 川崎市災害警戒体制	住民の生命・身体の安全の確保と、災害対応に必要な体制の確保のため、市民サービスの縮小又は停止をすることから記載	総務企画局危機管理室
風水害対策編	73	3	2	2	表や図の修正あり(別添)	<p>第2節 区本部 (中略) 2 構成 区本部の構成は、原則として各班とする。 【図表修正：別添8(第1節)】</p>	<p>第2節 区本部 (中略) 2 構成 区本部の構成は、原則として各班、消防署、市税事務所隊及び生活環境事業所隊とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部規程の改定に基づく修正</li> <li>・事務局の位置付けの修正</li> <li>・消防部の名称変更</li> </ul>	高津区危機管理担当 総務企画局危機管理室 初動担当 消防局警防部警防課
風水害対策編	78	3	3	3	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添9】		・議会部の設置に伴う災害対策本部体制(図表)の修正	総務企画局危機管理室
風水害対策編	80	3	4	1		<p>第1節 市職員の動員体制【総務企画局危機管理室、各局室区】 3 動員対象の考え方 (1)大雨に関する動員対象の考え方 [表中&gt;4号動員&gt;動員発令の目安] ・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合で、更に拡大する可能性がある場合</p>	<p>第1節 市職員の動員体制【総務企画局危機管理室、各局室区】 3 動員対象の考え方 (1)大雨に関する動員対象の考え方 [表中&gt;4号動員&gt;動員発令の目安] ・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合</p>	4号動員発令の目安を一部修正	総務企画局危機管理室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	81	3	4	1		表中(各局区における応急活動内容例)の文言統一 ・ <u>応急活動要員</u>	表中(各局区における応急活動内容例)の文言統一 ・ <u>応急対策要員</u>	応急対策要員は地震時の用語であり、風水害は地震時と区別するために従来から応急活動要員と定義づけているため	総務企画局危機管理室
風水害対策編	88	3	5	2		第2節 特別警防体制 大規模災害に対応するため、職(団)員の動員・召集及び消防隊等の増強編成を行い、警防体制を強化して消防活動を実施する。	第2節 特別警防体制 大規模災害に対応するため、職(団)員の動員・召集及び消防隊等の増強編成を行い、警防体制を強化して消防活動を実施する。	文言の修正	消防局警防部警防課
風水害対策編	89	3	5	3		3 参集場所 (1) 職員は、 <u>各所属</u> 又は指定された場所に参集する。	3 参集場所 (1) 職員は、 <u>所属の課、隊、署</u> 又は指定された場所に参集する。	文言の修正	消防局警防部警防課
風水害対策編	89	3	5	4		1 災害危険地域及び防災対策の把握 (2) 災害発生危険区域及び被害予想地域とその周辺地域における過去の被害事例、消防対象物の <u>現況等</u> 並びに地形地質その他危険要因の実態	1 災害危険地域及び防災対策の把握 (2) 災害発生危険区域及び被害予想地域とその周辺地域における過去の被害事例、消防対象物の <u>分布状況</u> 並びに地形地質その他危険要因の実態	消防局の規程との整合性を合わせた。	消防局警防部警防課
風水害対策編	106	3	6	5	表や図の修正あり(別添)	【図表修正：別添10】		時点修正	建設緑政局河川課
風水害対策編	110	3	7	2		5 消防ヘリコプターの活用 ヘリコプターの拡声器を使用し、広報を実施する。	5 消防ヘリコプターの活用 <u>必要に応じて、</u> ヘリコプターの拡声器を使用し、広報を実施する。	不要な文言を削除したもの	消防局警防部航空隊
風水害対策編	110	3	7	2		10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 Twitter等を活用し、文字や <u>画像</u> による情報提供に努める。	10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 Twitter等を活用し、文字による情報提供に努める。	Twitterは文字情報だけでなく、画像情報(例えばウェブページのスクリーンショットなど)も活用することでより効果的な情報発信が可能となるため。	総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当
風水害対策編	110	3	7	2		<u>12 川崎駅北ロスクリン(プロジェクター)による広報</u>	(新規)	災害時の情報発信を行うため平成30年2月にプロジェクターを設置したため。	総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当
風水害対策編	111	3	7	3		3 プレスセンターの設置及び運営 (中略) プレスセンターの運営に必要な機材等は、 <u>原則既存の備品等を活用することとし、市政記者クラブ等と必要に応じて調整する。</u>	3 プレスセンターの設置及び運営 (中略) プレスセンターの運営に必要な機材又は機材の調達、報道発表の内容その他プレスセンターの運営に必要な事項については、 <u>別途定める。</u>	事件・事故等による緊急かつ重大な会見を開催しても、電源やプリンター、インターネット環境などの要望もなく、各社責任による調達が賄えている現状があるため。	総務企画局シティプロモーション推進室報道担当
風水害対策編	122	4	2	1		第1節 避難行動(安全確保行動)の考え方【総務企画局危機管理室】 (中略) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報(以下「避難勧告等」という。)の対象とする避難行動については、 <u>緊急避難場所</u> に移動することのみではなく、 <u>次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。</u> ① <u>緊急避難場所</u> への移動 ② <u>洪水浸水想定区域外の安全な場所</u> への移動(親戚や友人の家等) ③ 近隣の高い建物等への移動 ④ 屋内の安全な場所への避難 但し、洪水浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内の木造建築物に居住、滞在している場合については、 <u>緊急避難場所</u> への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる。 <u>なお、緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するものとする。</u>	第1節 避難行動(安全確保行動)の考え方【総務企画局危機管理室】 (中略) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報(以下「避難勧告等」という。)の対象とする避難行動については、 <u>避難所</u> に移動することのみではなく、 <u>次のすべての行動を避難行動とする。</u> ① <u>避難所</u> への移動 ② <u>安全な場所</u> への移動(公園、親戚や友人の家等) ③ 近隣の高い建物等への移動 ④ 屋内の安全な場所への避難 但し、洪水浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内の木造建築物に居住、滞在している場合については、 <u>避難所</u> への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる。	緊急避難場所及び避難所それぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。	総務企画局危機管理室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	122	4	2	2		<p>第2節 避難勧告等 (中略) 1 避難勧告等 (1) 避難準備・高齢者等避難開始 市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、(中略)要配慮者の避難に備え<b>緊急避難場所</b>へ避難誘導を行う。 (中略) 2 避難勧告等の発令基準 (表内：警戒レベル4＞避難勧告) 近くの<b>緊急避難場所</b>等への立ち退き避難 (中略) 4 避難勧告等の伝達方法 [伝達方法の表内] 11 Lアラート(災害情報共有システム)への配信 (中略) 6 避難勧告等の解除 (中略) (3) 区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と<b>緊急避難場所</b>の閉鎖、縮小に向けた処理にあたる。</p>	<p>第2節 避難勧告等 (中略) 1 避難勧告等 (1) 避難準備・高齢者等避難開始 市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、(中略)災害時要援護者の避難に備え<b>避難所</b>を開設し、避難誘導を行う。 (中略) 2 避難勧告等の発令基準 (表内：警戒レベル4＞避難勧告) 近くの<b>指定避難所</b>等への立ち退き避難 (中略) 4 避難勧告等の伝達方法 [伝達方法の表内] 11 Lアラート(公共情報コモンズ)への配信 (中略) 6 避難勧告等の解除 (中略) (3) 区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と<b>避難所</b>の閉鎖、縮小に向けた<b>事務</b>処理にあたる。</p>	<p>緊急避難場所及び避難所それぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。  「公共情報コモンズ」から「Lアラート」への名称変更(平成28年6月)から一定期間を経て名称が定着したため。</p>	総務企画局危機管理室
風水害対策編	126	4	2	4		<p>第4節 避難誘導【総務企画局危機管理室、消防局、区】 (中略) 3 情報の把握・再避難 避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、<b>避難場所</b>や避難経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく<b>再避難等</b>(他の安全な<b>避難場所</b>又は<b>避難所補完施設</b>への避難誘導等)の措置を講じる。</p>	<p>第4節 避難誘導【総務企画局危機管理室、消防局、区】 (中略) 3 情報の把握・再避難 避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、<b>避難所</b>や<b>避難経路</b>の状況が悪化した場合には、時機を失することなく<b>再避難</b>(他の安全な<b>避難所</b>又は<b>補完施設</b>への避難誘導)等の措置を講じる。</p>	<p>緊急避難場所及び避難所それぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。</p>	総務企画局危機管理室
風水害対策編	126	4	2	5		<p>第5節 <b>緊急避難場所</b>・避難所の開設等【区】 1 <b>緊急避難場所</b> <u>(1) 緊急避難場所の開放</u> 区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の<b>指定緊急避難場所</b>、<b>避難所補完施設</b>及び<b>その他の施設</b>の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、<b>緊急避難場所を開放し区職員等</b>を管理要員として当該<b>緊急避難場所</b>へ派遣する。 <u>(2) 緊急避難場所の管理運営</u> 区長は、原則として<b>開放した緊急避難場所</b>に管理要員を常駐させ、避難者の保護にあたる。なお、民間施設を<b>緊急避難場所</b>として<b>使用</b>する場合には、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、<b>使用</b>する旨の連絡を行う。<b>緊急避難場所の運営にあたっては、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら実施する。</b> <u>イ</u> 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行う。また、避難者の状況等を早期に把握するとともに、<b>緊急避難場所の安全と秩序の維持</b>に努める。 <u>ウ</u> 緊急避難場所においては、<b>原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行わないこととする。ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区長は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたるものとする。</b> <u>(3) 避難状況等の報告</u> <u>ア</u> 区長は、<b>緊急避難場所</b>を開放したときは、直ちにその旨を市長に報告する。 <u>イ</u> 区長は、避難者数、その他必要事項を<b>緊急避難場所別</b>に取りまとめ、市長へ報告する。</p>	<p>第5節 避難所の開設等【区】 1 避難所の開設 区長は、要避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の<b>避難所</b>及び<b>避難所を補完する施設</b>の中から、災害の状況に<del>応じ</del>、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案の上、<b>避難所を開設し、区職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。</b> (資料編 <u>避難所一覧表</u>) (資料編 <u>風水害時避難所補完施設一覧表</u>) 2 避難所の管理運営 <u>(1)</u> 区長は、原則として開設した<b>避難所</b>に管理要員を常駐させ、<b>自主防災組織及び施設管理者との連携により</b>避難者の保護にあたる。なお、民間施設を<b>避難所補完施設</b>として<b>確保</b>する場合には、<del>平常時に</del>あらかじめ関係者の承諾を得ておき、<b>災害時には、利用</b>する旨の連絡を行う。 <u>(2)</u> 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行う。また、避難者の状況等を早期に把握するとともに、<b>避難所の安全と秩序の維持</b>に努める。 3 避難状況等の報告 <u>(1)</u> 区長は、<b>避難所</b>を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。 <u>(2)</u> 区長は、避難者数、<b>避難者の健康状態</b>その他必要事項を<b>避難所別</b>に取りまとめ、市長へ報告する。</p>	<p>緊急避難場所及び避難所それぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。</p>	総務企画局危機管理室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	126	4	2	5		<p>(4) 緊急避難場所の閉鎖等</p> <p>区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び施設管理者等と緊急避難場所の閉鎖に向けた処理にあたる。また、災害が長期化する場合や、災害の発生によって被災者が自宅で生活することが困難な場合、被災者が一定期間滞在する場として避難所の開設に向けた準備をする。</p> <p>2 避難所</p> <p>(1) 避難所運営の開始及び管理運営</p> <p>ア 避難所運営の開始</p> <p>区長は、原則として開設した避難所に管理要員を常駐させ、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら円滑な避難所運営を実施する。また、名簿等の作成により被災者の情報を把握及び管理するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。</p> <p>イ 物資の供与</p> <p>区長は、避難が長期に渡る場合には、被災者への食料、飲料水及び生活必需物資の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整にあたる。(中略)</p> <p>(2) 避難状況等の報告</p> <p>ア 区長は、避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。</p> <p>イ 区長は、避難者数、その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。</p> <p>(3) 避難所の閉鎖</p> <p>(中略)</p> <p>(資料編 指定緊急避難場所一覧表)</p> <p>(資料編 指定避難所一覧表)</p> <p>(資料編 避難所補完施設一覧表)</p> <p>(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)(中略)</p>	<p>4 避難対策</p> <p>(1) 物資の供与</p> <p>区長は、避難が長期に渡る場合には、被災者への食料、飲料水及び生活必需物資の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整にあたる。(中略)</p> <p>(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)(中略)</p>	<p>緊急避難場所及び避難所それぞれの目的の違いを明確化する記載に変更。</p>	総務企画局危機管理室
風水害対策編	130	4	4	1		<p>1 災害対策本部健康福祉部の役割</p> <p>(1) 保健医療調整本部</p> <p>第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>また、台風等の襲来が予測される場合においては、災害対策本部の設置にかかわらず、情報収集チームを設置し、情報収集及び関係機関への情報発信等を行う。</p>	<p>1 災害対策本部健康福祉部の役割</p> <p>(1) 保健医療調整本部</p> <p>第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>また、必要に応じて、災害対策本部の設置にかかわらず、準備体制を整える。</p>	<p>・台風等の襲来が予測される場合の体制を明確化するため</p>	健康福祉局保健医療政策室
風水害対策編	130	4	4	1		<p>2 区本部保健衛生・福祉班の役割</p> <p>災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>4 地域の医療関係団体等との連携</p> <p>市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請し、その他民間事業者等とも連携する。</p>	<p>2 区本部保健衛生・福祉班の役割</p> <p>災害対策本部又は区本部は、保健福祉センターに、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による医療・衛生班を設置する。医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所等に向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>4 地域の医療関係団体等との連携</p> <p>市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。</p>	<p>・組織、班名の修正</p> <p>・所要の文言整理</p> <p>・民間団体等とも連携する必要があるため</p>	健康福祉局保健医療政策室
風水害対策編	133	4	4	1		<p>市内の災害拠点病院(令和2年4月現在)</p> <p>[表内&gt;離着陸場]</p> <p>日本医科大学武蔵小杉病院…※</p> <p>※現在指定している日本医科大学グラウンドについては、令和2年4月現在改装工事中のため、工事が完了するまでの期間は、近隣の臨時離着陸場から状況に応じて指定するものとする。</p>	<p>市内の災害拠点病院(平成30年4月現在)</p> <p>[表内&gt;離着陸場]</p> <p>日本医科大学武蔵小杉病院…日本医科大学グラウンド(100m)</p>	<p>・グラウンドが現在工事中のため、工事完了までの代替措置について記載(危機管理室、消防局と調整済み)</p>	健康福祉局保健医療政策室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	136	4	4	2		3 医療救護所の設置 災害対策本部健康福祉部(保健医療調整本部)又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。	3 医療救護所の設置 災害対策本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。	・医療救護所に関して、健康福祉部では保健医療調整本部が行うため	健康福祉局保健医療政策室
風水害対策編	138	4	4	5		第5節 市外への応援要請 市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは市外の収容医療施設の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。 1 医師・保健師等の応援又は派遣(中略) 3 収容医療施設の確保 大規模な災害発生時においては、市外の収容医療施設の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、傷病者等の受入れ・搬送体制を確立する。	第5節 市外への応援要請 市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。 1 医師・保健師等の応援又は派遣(中略) 3 後方医療機関の確保 大規模な災害発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方医療機関の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入れ・搬送体制を確立する。	・所要の文言整理のため	健康福祉局保健医療政策室
風水害対策編	138	4	4	5		4 DMA Tの派遣要請(中略) (2) 日本DMA Tの派遣要請 広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県のDMA T派遣を要請する。	4 DMA Tの派遣要請(中略) (2) 日本DMA Tの派遣要請 広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本DMA T派遣を要請する。	一般的に「日本DMA T」という名称が馴染まないため。	病院局総務部庶務課
風水害対策編	144	4	5	5		第5節 義援物資の受付【総務企画局危機管理室、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】	第5節 義援物資の受付【総務企画局危機管理室、健康福祉局庶務課、区】	業務所管の誤りの修正	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	149	4	7	5		1 ヘリコプターの運用調整 ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。 2 離着陸場及び誘導等 人命救助、被害の防止拡大、災害応急活動を行うため、消防局が指定した離着陸場を活用する。 また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。	1 ヘリコプターの運用調整及び誘導等 ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。 2 離着陸場 人命救助、被害の防止拡大、災害応急活動を行うため、消防局が指定した離着陸場を活用する。	文章の構成等について修正したもの	消防局警防部航空隊
風水害対策編	150	4	8			第8章 障害物の除去等 河川のはん濫や道路の冠水等により発生する障害物等により、救助・救出・消火等の緊急活動や応急対策活動、救援活動、住民の生命、財産等に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に市長及び区長は、災害対策基本法第62条及びその他法令等に基づき、速やかに障害物の除去や道路の啓開活動を実施する。道路の啓開活動については、震災対策編「第4部応急対策計画第3章交通対策第1節道路の啓開活動」によるものとする。	第8章 障害物の除去等 河川のはん濫や道路の冠水等により発生する障害物等により、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に市長及び区長は、災害対策基本法第62条及びその他法令等に基づき、速やかに障害物の除去等を実施する。また、道路の啓開活動については、震災対策編「第4部応急対策計画第3章交通対策第1節道路の啓開活動」によるものとする。	・応急活動として市が行う障害物の除去、道路啓開の範囲が不明確のため、より明確に読み取れるようにする。	官前道路公園センター
風水害対策編	154	4	10	2		(3) 緊急避難場所における動物の同行避難 動物がいることで飼い主が緊急避難場所への避難を躊躇することのないよう、動物がケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として同行避難を受け入れるものとする。 なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難場所ごとに施設管理者と調整する。 健康福祉部長及び区本部長は、平時から緊急避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。 (4) 避難所における動物の適正飼養(中略) (5) 逸走した犬の捕獲収容(中略) (6) 特定動物対策(中略)	(新規) (3) 避難所における動物の適正飼養(中略) (4) 逸走した犬の捕獲収容(中略) (5) 特定動物対策(中略)	令和元年東日本台風対応の検証を踏まえ、緊急避難場所におけるペットの対応について明記	総務企画局危機管理室

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	155	4	10	3		第3節 保健医療対策【健康福祉局、区】 (中略) 2 精神保健(メンタルケア)対策 災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部に精神科救護本部を設置するとともに、 <u>各地域みまもり支援センター</u> 等に精神科救護所を設置してDPAAT等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。	第3節 保健医療対策【健康福祉局、区】 (中略) 2 精神保健(メンタルケア)対策 災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部に精神科救護本部を設置するとともに、 <u>各保健福祉センター</u> 等に精神科救護所を設置してDPAAT等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。	名称変更のため	健康福祉局障害保健福祉部 精神保健課
風水害対策編	156	4	11			第11章 災害廃棄物等処理計画【環境局】 <u>台風などの風水害に伴い発生する災害廃棄物や、家庭や避難所から排出されるごみや尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。</u> <u>特に、水害時におけるごみは、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するため、生活環境の保全上、緊急に解決しなければならない重大な問題であることから、迅速かつ適正な処理を実施するものとする。また、水分を含んだ粗大ごみ等は重量があり、土砂等が混入しているため、収集方法等に配慮する必要がある。</u> <u>風水害により発生した災害廃棄物への対応は本計画のほか、必要に応じて地域防災計画(震災対策編)や川崎市災害廃棄物等処理実施計画を準用するものとする。</u>	第11章 災害廃棄物処理計画【環境局】 水害時におけるごみは、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するため、環境衛生、精神衛生上、緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、迅速かつ適正な処理を実施するものとする。また、水分を含んだ粗大ごみ等は重量があり、土砂等が混入しているため、収集方法等に配慮する必要がある。	○台風19号の対応検証に伴い文言追加 ○近年改定した地域防災計画(震災対策編)に係る計画との関連性を追記	環境局庶務課 環境局廃棄物政策担当
風水害対策編	156	4	11	1	表や図の修正あり(別添)	第1節 組織体制【環境局】  【図表修正：別添11】	(新規)	○台風19号の対応検証に伴う修正 (台風等の災害については、地震と違い事前予測できる部分があるため、各班の業務内容と着手時期に「事前準備」を追加し組織体制及び分担業務についても追加)	環境局庶務課 環境局廃棄物政策担当
風水害対策編	156	4	11	2		第2節 ごみ処理【環境局】 1 活動体制 (1) 区本部、各部等からの情報を基に、浸水等によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。 (2) 各区の被災状況を把握し、状況に応じ生活環境事業所間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、 <u>関係団体</u> への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。 2 ごみ処理 (1) 災害ごみが処理能力を <u>超える場合</u> に、一時的な保管や選別作業を行うため、関係部等と協議の上、仮保管場所を選定する。 (2) 災害の状況を把握し、 <u>処理施設</u> 等の稼動状況を考慮した処理計画を速やかに <u>更新</u> するものとする。 (3) 収集作業は、被災地の生活環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。	第1節 ごみ処理【環境局】 1 活動体制 (1) <u>生活環境事業所隊</u> 生活環境事業所隊は、原則として所管区域を担当する。 (2) 環境部 ア 各生活環境事業所隊と連携し、区本部、各部等からの情報を基に、浸水によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。 イ 各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、 <u>許可業者</u> への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。 2 処理体制 (1) <u>環境部長は、災害ごみが処理能力を大幅に越えて排出されることを考慮し、一時的な保管や選別作業を行うため、災害の状況に応じて仮保管場所を指定する。</u> <u>ただし、適当な場所がない場合は、関係部及び関係機関と協議の上、仮保管場所を選定する。</u> (2) 環境部及び各生活環境事業所は、災害の状況を把握し、処理場や処分地等の稼動状況を考慮した処理計画を速やかに策定するものとする。 (3) 収集作業は、被災地の衛生環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。	○災害対策本部規程改正に伴う修正(生活環境事業所隊の所属：区本部→環境部) ○台風19号の対応検証に伴う修正 (令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物を処理について、実際行った対応に沿うように文言の修正)	環境局庶務課 環境局廃棄物政策担当

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	157	4	11	2		<p>3 住民等への指導・協力要請 (1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管理を行うものとする。また、市が設置した仮保管場所等へ自主搬入する場合は、分別して搬入するものとする。 (2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。 (3) 報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。 (4) <u>台風接近に伴う暴風雨や避難勧告の発令、公共交通機関の計画運休等が予想される場合には必要に応じて事前にごみ収集中止の可能性について広報するとともに、ごみ収集を中止する場合には速やかに報道機関等を通じて広報する。</u></p> <p>※災害に伴うごみの発生推計量については、被害想定（倒壊家屋数や浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。</p>	<p>3 住民等への指導・協力要請 (1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管理を行うものとする。また、市が仮保管場所を設置した場合は、自主搬入するものとし、分別して搬入するものとする。 (2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。 (3) 環境部は、報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。 ※災害に伴う排出量及びごみ処理計画については、被害の想定（倒壊家屋数や浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。</p>	<p>○災害対策本部規程改正に伴う修正（生活環境事業所隊の所属：区本部→環境部） ○台風19号の対応検証に伴う修正 （令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物処理について、実際行った対応に沿うように文言の修正）</p>	環境局庶務課 環境局廃棄物政策担当
風水害対策編	157	4	11	3	表や図の修正あり(別添)	<p>第3節 し尿処理【環境局】 1 活動体制 (1) 区本部、各部等からの情報を基に、し尿の処理が必要な被災地及び避難所等の処理を計画的に実施する。 (2) 各区の被災状況を把握し、状況に応じ生活環境事業所間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、協定都市等へ応援を要請し収集体制を確保する。 2 し尿処理 (1) 災害の状況を把握し処理施設等の稼動状況を考慮した収集計画を速やかに更新するものとする。 (2) し尿の収集・処理 ア 避難所等に設置した災害用トイレを、常に使用可能な状態に保つよう、し尿を収集する。 イ し尿の収集・処理は浸水区域内を中心に人員、資機材の投入を図り、迅速かつ集中的に行う。 ウ 浄化槽の処理 (7) 浄化槽については、浸水地域の巡回、検査を実施し、機能不良の浄化槽の応急措置を図るとともに、短期間に修理、補修、改修が行われるよう指導する。 (4) <u>生活環境上支障を生ずる浄化槽については、汚泥の引き抜き及び清掃を行う。</u></p> <p>(以下、組織図等は別添のとおり) 【図表修正：別添11】</p>	<p>第2節 し尿処理【環境局】 1 活動体制 (1) 生活環境事業所生活環境事業所隊は、原則として所管区域を担当する。 (2) 環境部 ア 各生活環境事業所隊と連携し、区本部、各部等からの情報を基に、し尿の処理が必要な被災地及び避難所等の処理を計画的に実施する。 イ 各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、協定都市等へ応援を要請し収集体制を確保する。 2 処理体制 (1) 環境部及び各生活環境事業所隊は、災害の状況を把握し処理場、処分地等の稼動状況を考慮した収集計画を速やかに策定するものとする。 (2) し尿の収集・処理 ア 避難所等に設置した災害用トイレを、常に使用可能な状態に保つよう、し尿を収集する。 イ し尿の収集・処理は浸水区域内を中心に人員、資機材の投入を図り、迅速かつ集中的に行う。 ウ 浄化槽の処理 (7) 浄化槽については、浸水地域の巡回、検査を実施し、機能不良の浄化槽の応急措置を図るとともに、短期間に修理、補修、改修が行われるよう指導する。 (4) 環境衛生上支障を生ずる浄化槽については、汚泥の引き抜き及び清掃を行う。</p>	<p>○災害対策本部規程改正に伴う修正（生活環境事業所隊の所属：区本部→環境部） ○台風19号の対応検証に伴う修正 （台風等の災害については、地震と違い事前予測できる部分があるため、各班の業務内容と着手時期に「事前準備」を追加し組織体制及び分担業務についても追加）</p>	環境局庶務課 環境局廃棄物政策担当
風水害対策編	163	4	12	3		<p>1 火葬の実施場所 [表内&gt;火葬能力] かわさき南部斎苑…6.0体（1日） かわさき北部斎苑…8.0体（1日）</p>	<p>1 火葬の実施場所 [表内&gt;火葬能力] かわさき南部斎苑…7.2体（1日） かわさき北部斎苑…9.6体（1日）</p>	<p>・火葬炉の最大火葬能力にて設定していたが、緊急対応後の業務継続や周辺への環境対策を考慮し、現実的な数値に修正</p>	健康福祉局保健所生活衛生課
風水害対策編	166	4	13	3		<p>第3節 学校用品等の調達・支給【教育委員会】 1 家屋の浸水、損壊等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒等に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。 (1) 教育長は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得る<u>など</u>して調達する。 (2) 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。 2 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。</p>	<p>第3節 学校用品等の調達・支給【教育委員会】 1 家屋の浸水、損壊等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒等に対し、その調達及び給付について次のとおり定めるものとする。 1 教育長は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。 2 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。 3 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。</p>	<p>・冒頭の文章は1及び2（対象：児童生徒）について述べており、3（対象：学校）とは内容が異なるため切り分けた。 ・教科書、教材については「教材納入業者の協力を得て調達」となるが、その他の学用品については通常の物品調達で対応可能であり、業者に特段の協力を求める必要はないため。</p>	教育委員会事務局総務部学事課

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	179	4	17	4		2 自衛隊の活動拠点(表中) 等々力運動広場 等々力多目的広場  3 消防機関の活動拠点(表中) 等々力テニスコート 等々力球場【2020年度完成予定】	2 自衛隊の活動拠点(表中) 等々力緑地運動広場 等々力緑地多目的広場  3 消防機関の活動拠点(表中) 等々力緑地テニスコート 等々力硬式野球場【2020年度完成予定】	名称の修正	建設緑政局等々力緑地再編整備室
風水害対策編	181	4	17	6		第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、 <u>多文化共生推進課</u> 、健康福祉局 <u>地域包括ケア推進室</u> 、総務企画局危機管理室、国際施策調整室、消防局】  市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、 <u>社会福祉協議会</u> 及び市民活動センターと協議の上、(中略)	第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、 <u>交流推進担当</u> 、健康福祉局庶務課、総務企画局危機管理室、国際施策調整室、消防局】  市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、 <u>市社会福祉協議会</u> 及び市民活動センターと協議の上、(中略)	令和2年度に予定している組織改正のため	市民文化局交流推進担当
風水害対策編	181	4	17	6		1 一般ボランティア (1) 市は、 <u>社会福祉協議会</u> 及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。 (2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置を必要と認めるときは、 <u>社会福祉協議会</u> 及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、 <u>社会福祉協議会</u> 及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、区センターを必要な区に設置する。 (中略) 2 専門ボランティア (4) その他専門ボランティアについては、関係局、 <u>社会福祉協議会</u> 等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。	1 一般ボランティア (1) 市は、 <u>市社会福祉協議会</u> 及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。 (2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置を必要と認めるときは、 <u>市社会福祉協議会</u> 及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、 <u>市社会福祉協議会</u> 及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、区センターを必要な区に設置する。 (中略) 2 専門ボランティア (4) その他専門ボランティアについては、関係局、 <u>市社会福祉協議会</u> 、 <u>区社会福祉協議会</u> 等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。	市・区社会福祉協議会が法人合併するため	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	183	4	18	2		(参考) これまでの適用事例(救助実施市に指定されて以降に限る。) 【表中】 ・年月日…令和元年10月12日～13日 ・種別…風水害(令和元年東日本台風) ・適用時期・場所…令和元年10月12日23時・全区 ・適用基準…4号	(新規)	救助実施市指定以降の災害救助法適用事例を掲載	総務企画局危機管理室
風水害対策編	187	5	1			第1章 民生安定のための緊急措置【市民文化局、健康福祉局、財政局、こども未来局、まちづくり局、経済労働局、区、関係局】  災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。(中略) なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。</u>	第1章 民生安定のための緊急措置【市民文化局、健康福祉局、財政局、こども未来局、まちづくり局、経済労働局、区、関係局】  災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。(中略) なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (新規)	東日本台風(台風19号)対応を踏まえて、今後も平常時に被災者支援制度の整理・把握・職員の習熟等を継続することを明記	総務企画局危機管理室
風水害対策編	187	5	1	2		第2節 義援金等の配分【健康福祉局 <u>地域包括ケア推進室</u> 】	第2節 義援金等の配分【健康福祉局庶務課】	業務所管の誤りの修正	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	187	5	1	3		第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局 <u>地域包括ケア推進室</u> 、こども未来局こども家庭課】	第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局庶務課、こども未来局こども家庭課】	業務所管の誤りの修正	健康福祉局地域包括ケア推進室

**川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表**

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	188	5	1	4	表や図の修正あり(別添)	<p>第4節 資金の貸付【健康福祉局<b>地域包括ケア推進室</b>、まちづくり局住宅整備推進課、経済労働局金融課、農業振興課、社会福祉協議会】(中略)</p> <p>1 災害援護資金【健康福祉局<b>地域包括ケア推進室</b>】(中略)</p> <p>(3) 貸付限度額 災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 ・災害援護資金貸付表 (令和2年4月現在) (中略)</p> <p>(4) 貸付条件 貸付に関する諸条件は次のとおりである。(令和2年4月現在)</p> <p>【貸付条件の図表修正については別添12のとおり】</p>	<p>第4節 資金の貸付【健康福祉局<b>庶務課</b>、まちづくり局住宅整備推進課、経済労働局金融課、農業振興課、社会福祉協議会】(中略)</p> <p>1 災害援護資金【健康福祉局<b>庶務課</b>】(中略)</p> <p>(3) 貸付限度額 災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 ・災害援護資金貸付表 (平成20年4月現在) (中略)</p> <p>(4) 貸付条件 貸付に関する諸条件は次のとおりである。(平成20年4月現在)</p>	業務所管の誤りの修正 時点修正	健康福祉局地域包括ケア推進室
風水害対策編	193	5	1	5		<p>2 市国民健康保険【健康福祉局<b>医療保険課</b>】</p> <p>(1) 保険料免除 災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は<b>事業に供する物件</b>が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、次表に掲げる期間の月割保険料額を免除する。 水害については、家屋又は<b>事業に供する物件</b>が床上浸水した場合を対象とし、家屋等の被害程度が3割以上5割未満の被害に準じて取り扱うものとする。ただし、床上浸水した場合であっても家屋又は<b>事業に供する物件</b>に著しい損傷を受けた世帯については床上浸水に準じて取り扱うものとする。 なお、災害により生じた損害金額が損害保険等により補填される場合は、これを考慮して決定する。</p>	<p>2 市国民健康保険【健康福祉局<b>保険年金課</b>】</p> <p>(1) 保険料免除 災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は<b>事務所</b>が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、次表に掲げる期間の月割保険料額を免除する。 水害については、家屋又は<b>事務所</b>が床上浸水した場合を対象とし、家屋等の被害程度が3割以上5割未満の被害に準じて取り扱うものとする。ただし、床上浸水した場合であっても家屋又は<b>事務所</b>に著しい損傷を受けた世帯については床上浸水に準じて取り扱うものとする。 なお、災害により生じた損害金額が損害保険等により補填される場合は、これを考慮して決定する。</p>	所管課の変更 文言の整理	健康福祉局医療保険部保険年金課 (R2.4.1以降は健康福祉局医療保険部医療保険課)
風水害対策編	194	5	1	5		<p>(2) 一部負担金減免 <u>世帯主が震災等の災害、疾病または事業の休廃止等の事由に該当することにより生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められたときは、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金の減額、免除または徴収猶予する。</u> <u>なお、免除及び減額基準については次表のとおりとする。</u></p> <p>[表内：削除]</p> <p>3 後期高齢者医療保険料【健康福祉局<b>医療保険課</b>】</p>	<p>(2) 一部負担金減免 災害により世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な被害を受けたことにより、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難な世帯に対し、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金を減額又は免除する。 次表に掲げる収入の基準に基づき減額又は免除する。</p> <p>[表内：収入の基準]</p> <p>3 後期高齢者医療保険料【健康福祉局<b>長寿・福祉医療課</b>】</p>	所管課の変更 文言の整理	健康福祉局医療保険部保険年金課 (R2.4.1以降は健康福祉局医療保険部医療保険課)
風水害対策編	195	5	1	5		<p>5 国民年金保険料【健康福祉局<b>国民年金・福祉医療課</b>】 災害により、被保険者、配偶者、又は世帯主、若しくはこれらの世帯員の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、<u>全額又は一部の保険料を免除、若しくは納付猶予とする。</u>(日本年金機構の審査により決定)</p>	<p>5 国民年金保険料【健康福祉局<b>保険年金課</b>】 災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、<u>納付すべき保険料を免除する。</u>(日本年金機構の査定により決定)</p>	文言の整理	健康福祉局医療保険部保険年金課 (R2.4.1以降は健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課)

川崎市地域防災計画・風水害対策編(令和2年度修正)  
新旧対照表

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	修正した部署 (●●局●●課)
風水害対策編	195	5	1	6		<p>第6節 罹災証明書の発行【<u>財政局</u>、区、消防署】 (中略) 発災時に<u>担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。</u></p> <p>1 発行手続 罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、<u>建物被害認定調査</u>や被災に係わる調書(確認できないものについては申請者の立証資料)等に基づき発行する。</p> <p>2 <u>建物被害認定調査</u> <u>被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。</u></p> <p>3 証明書発行者 罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。</p> <p>4 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。 (1) 住家、住家以外の建造の被害 ア 全壊・全焼 イ <u>大規模半壊</u> ウ <u>流失</u> エ 半壊・半焼 オ 床上浸水 カ 床下浸水 キ <u>一部損壊(準半壊)</u> ク <u>一部損壊(10%未満)</u> (2) 人的被害 (中略)</p>	<p>第6節 罹災証明書の発行【区、消防署】 (中略) 発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することとする。</p> <p>1 発行手続 罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、被災に係わる調書(確認できないものについては申請者の立証資料)等に基づき発行する。</p> <p>2 証明書発行者 罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。</p> <p>3 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。 (1) 住家、住家以外の建造の被害 ア 全壊・全焼 イ 流出 ウ 半壊・半焼 エ 床上浸水 オ 床下浸水 (2) 人的被害 (中略)</p>	<p>令和元年東日本台風対応の検証を踏まえ、建物被害認定調査について担当部局が連携して実施していくことを確認したことから、必要な事項を修正</p>	総務企画局危機管理室

# 別紙

第1部・第3章・第2節 社会的条件 (P.15)

1 修正前

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数
		実 数	増加率(%)	
平成25年	<u>1,448,196</u>	<u>9,032</u>	<u>0.63</u>	<u>678,310</u>
26年	<u>1,461,043</u>	<u>12,847</u>	<u>0.89</u>	<u>687,843</u>
27年	<u>1,475,213</u>	—※	—※	<u>691,837</u>
28年	<u>1,489,477</u>	<u>14,264</u>	<u>0.97</u>	<u>703,945</u>
29年	<u>1,503,690</u>	<u>14,213</u>	<u>0.95</u>	<u>716,470</u>

※ 平成27年10月1日は平成27年国勢調査確定値

区別面積と人口

平成29年10月1日現在

区	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )
川 崎	40.25	<u>229,653</u>	<u>5,706</u>
幸	10.09	<u>165,974</u>	<u>16,449</u>
中 原	14.81	<u>254,156</u>	<u>17,161</u>
高 津	17.10	<u>230,507</u>	<u>13,480</u>
宮 前	18.60	<u>229,481</u>	<u>12,338</u>
多 摩	20.39	<u>216,681</u>	<u>10,627</u>
麻 生	23.11	<u>177,238</u>	<u>7,669</u>
計	144.35	<u>1,503,690</u>	<u>10,417</u>

## 2 修正後

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数
		実 数	増加率(%)	
平成27年	<u>1,475,213</u>	<u>—※</u>	<u>—※</u>	<u>691,837</u>
28年	<u>1,489,477</u>	<u>14,264</u>	<u>0.97</u>	<u>703,945</u>
29年	<u>1,503,690</u>	<u>14,213</u>	<u>0.95</u>	<u>716,470</u>
30年	<u>1,516,483</u>	<u>12,793</u>	<u>0.85</u>	<u>727,578</u>
令和元年	<u>1,530,457</u>	<u>13,974</u>	<u>0.92</u>	<u>740,516</u>

※ 平成27年10月1日は平成27年国勢調査確定値

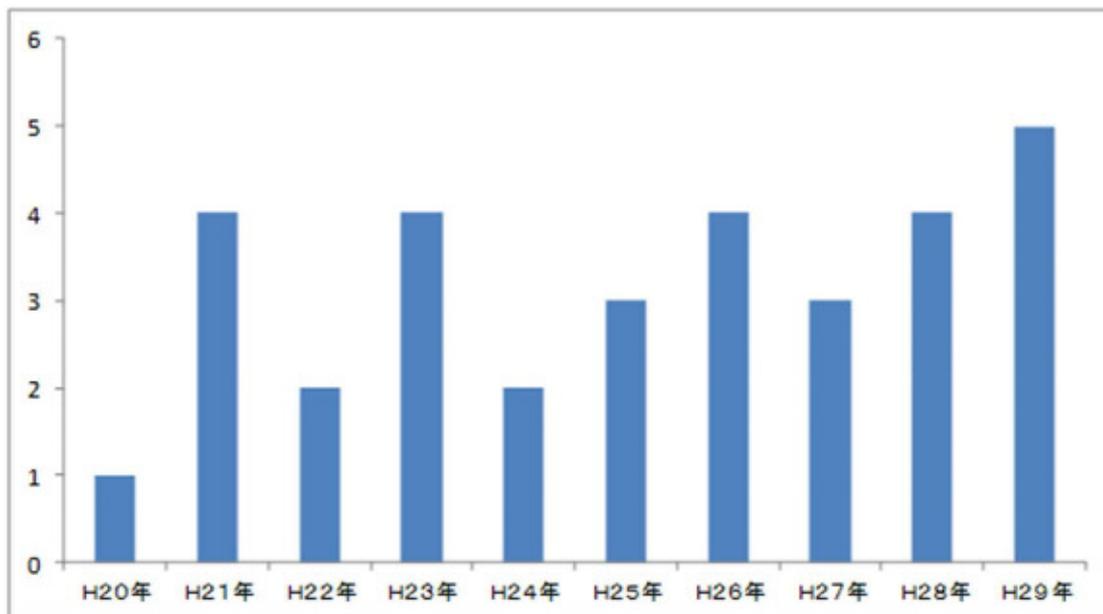
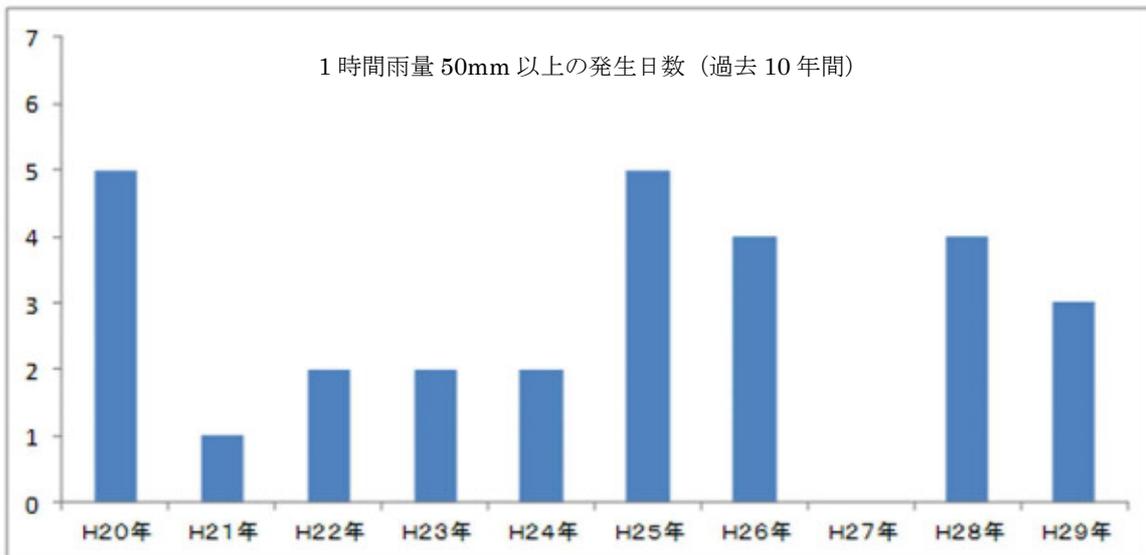
区別面積と人口

令和元年10月1日現在

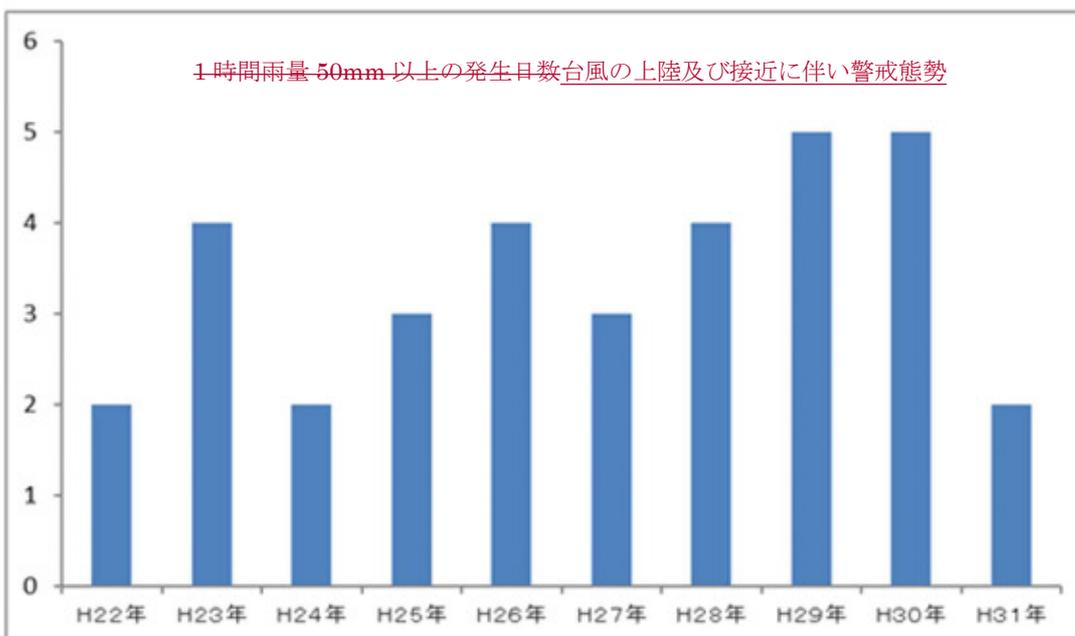
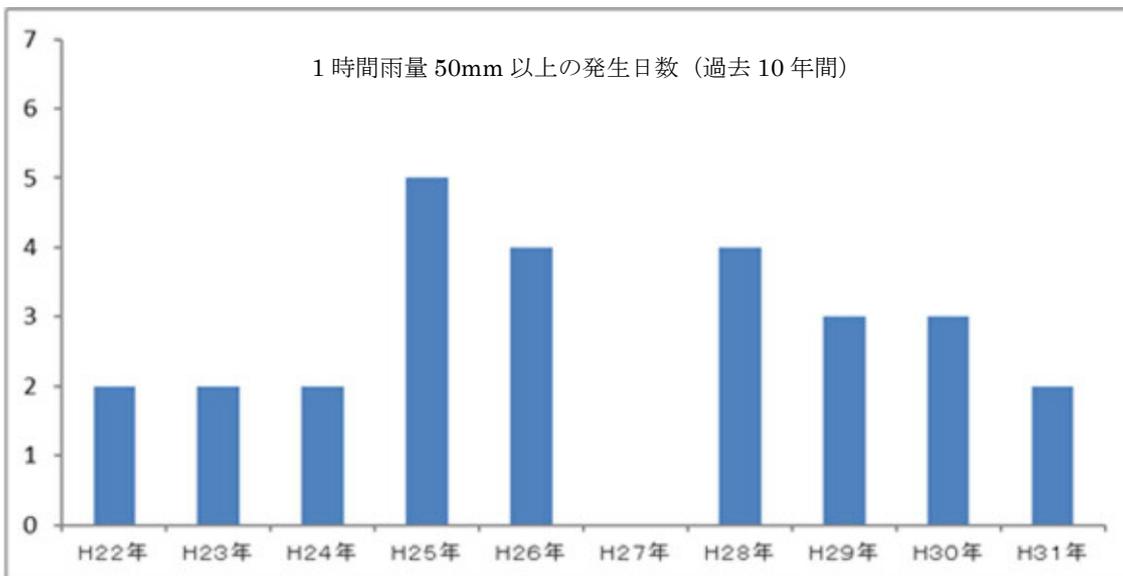
区	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )
川 崎	40.25	<u>233,116</u>	<u>5,792</u>
幸	10.09	<u>170,159</u>	<u>16,864</u>
中 原	14.81	<u>261,825</u>	<u>17,679</u>
高 津	17.10	<u>233,285</u>	<u>13,642</u>
宮 前	18.60	<u>232,325</u>	<u>12,491</u>
多 摩	20.39	<u>219,868</u>	<u>10,783</u>
麻 生	23.11	<u>179,879</u>	<u>7,784</u>
計	144.35	<u>1,530,457</u>	<u>10,602</u>

第 1 部・第 3 章・第 3 節 気象の概況 (P.17)

1 修正前



## 2 修正後



第1部・第3章・第4節 既往の風水害 (P.18、26)

(以下の項目を追加)

表1 川崎市の主な風水害 (過去10年間のもの)

被害発生 年月日	災害種別	人的被害 (人)			住宅被害 (棟)					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
R1. 10. 12~13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338

表2 風水害の記録 (過去の大きな災害)

R. 1. 10. 12 ~ 13	風 水 害 (令和元年東日本台風)	伊豆半島に上陸後、関東甲信地方へ進んだ台風の影響で10月12日から13日にかけて大雨・強風となった。多摩川では計画高水位を超え、既往最大の水位となった。	人的被害 死者 1名 重傷者 7名  住家被害 全壊 28棟 半壊 667棟 一部破損 204棟 床上浸水 791棟 床下浸水 388棟
----------------------	----------------------	--	---

第2部・第2章・第2節 河川の整備 (P.36)

1 修正前

市整備河川一覧表

平成27年3月31日現在

河川区分		河川数	河川延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
一級河川	35mm/h	2	7,540	7,540	100
	50mm/h	2	9,890	<u>9,092</u>	92
	合計	4	17,430	<u>16,632</u>	95
準用河川	35mm/h	1	3,275	3,085	94
	50mm/h	8	17,200	16,952	99
	合計	9	20,475	20,037	98
普通河川	50mm/h	12	25,830	25,572	99
合計	35mm/h	3	10,815	<u>51,616</u>	98
	50mm/h	22	52,920	<u>62,241</u>	98
	合計	25	63,735	<u>62,085</u>	97

2 修正後

市整備河川一覧表

平成31年4月1日現在

河川区分		河川数	河川延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
一級河川	35mm/h	2	7,540	7,540	100
	50mm/h	2	9,890	<u>9,147</u>	92
	合計	4	17,430	<u>16,687</u>	95
準用河川	35mm/h	1	3,275	3,085	94
	50mm/h	8	17,200	16,952	99
	合計	9	20,475	20,037	98
普通河川	50mm/h	12	25,830	25,572	99
合計	35mm/h	3	10,815	<u>10,625</u>	98
	50mm/h	22	52,920	<u>51,671</u>	97
	合計	25	63,735	<u>62,296</u>	97

## 第2部・第2章・第4節 取水堰及び水門の維持管理及び操作 (P.36)

### 1 修正前

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
三沢川	多摩区菅	菅堰	手動	川崎市建設 緑政局河川 課	多摩区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	高津区久 地	円筒分水取水水 門	自動	川崎市建設 緑政局河川 課	高津区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	高津区久 地	円筒分水取水水 門	手動	川崎市建設 緑政局河川 課	高津区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	多摩区登 戸	一本坊堰	自動	川崎市建設 緑政局河川 課	多摩区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	多摩区長 尾	長尾水門	半手 動	川崎市建設 緑政局河川 課	多摩区役所道路公 園センター

### 2 修正後

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
<u>河港水門</u>	<u>川崎区港 町</u>	<u>川崎河港水門</u>	<u>自動</u>	<u>川崎市建設緑 政局河川課</u>	<u>川崎区役所道路公 園センター</u>
三沢川	多摩区菅	菅堰	手動	川崎市建設緑 政局河川課	多摩区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	高津区久 地	円筒分水取水水 門	自動	川崎市建設緑 政局河川課	高津区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	高津区久 地	円筒分水取水水 門	手動	川崎市建設緑 政局河川課	高津区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	多摩区登 戸	一本坊堰	自動	川崎市建設緑 政局河川課	多摩区役所道路公 園センター
二ヶ領本 川	多摩区長 尾	長尾水門	半手 動	川崎市建設緑 政局河川課	多摩区役所道路公 園センター

第2部・第8章・第1節 高齢者及び障害者の現況 (P.53)

1 修正前

種 別	人 数 (人)
高齢者 (65 歳以上) ※1	<u>301,514</u>
要介護等認定者※1	<u>52,239</u>
身体障害者※2	<u>37,077</u>
知的障害者※2	<u>9,796</u>
精神障害者※2	約 34,000
川崎市の人口※3	<u>1,509,887</u>

※1 平成29年10月1日現在

※2 平成30年3月31日現在

※3 平成30年4月1日現在

2 修正後

種 別	人 数 (人)
高齢者 (65 歳以上) ※1	<u>310,806</u>
要介護等認定者※1	<u>57,769</u>
身体障害者※2	<u>37,329</u>
知的障害者※2	<u>10,529</u>
精神障害者※2	約 37,000
川崎市の人口※1	<u>1,530,457</u>

※1 令和元年10月1日現在

※2 平成31年3月31日現在

第2部・第10章・第1節 水防用資器材の保管 (P.61)

1 修正前

区名	倉庫名	所在地
川崎区	大師河原水防倉庫	川崎区大師河原1-2343-6
高津区	野川水防倉庫	高津区野川3690
	久地水防倉庫	高津区久地3-200-13
宮前区	平水防倉庫	宮前区平5-792-15
多摩区	菅水防倉庫	多摩区菅北浦2-4489
	生田水防倉庫	多摩区栢形4-3782
	上河原水防倉庫	多摩区布田745
麻生区	高石水防倉庫	麻生区高石3-1428-3
	下麻生水防倉庫	麻生区下麻生960

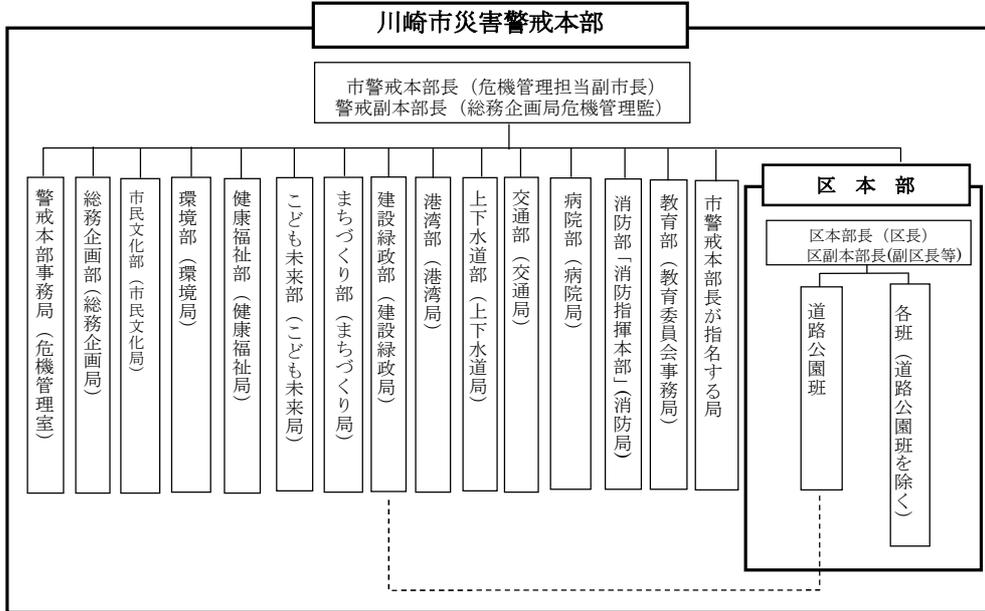
2 修正後

区名	倉庫名	所在地
川崎区	大師河原水防倉庫	川崎区大師河原1-2343-6
高津区	野川水防倉庫	<u>高津区東野川1-8-14</u>
	久地水防倉庫	高津区久地3-200-13
宮前区	平水防倉庫	宮前区平5-792-15
多摩区	菅水防倉庫	多摩区菅北浦2-4489
	生田水防倉庫	多摩区栢形4-3782
	上河原水防倉庫	多摩区布田745
麻生区	高石水防倉庫	麻生区高石3-1428-3
	下麻生水防倉庫	麻生区下麻生960

第3部・第2章・第1節 市警戒本部 (P.72)

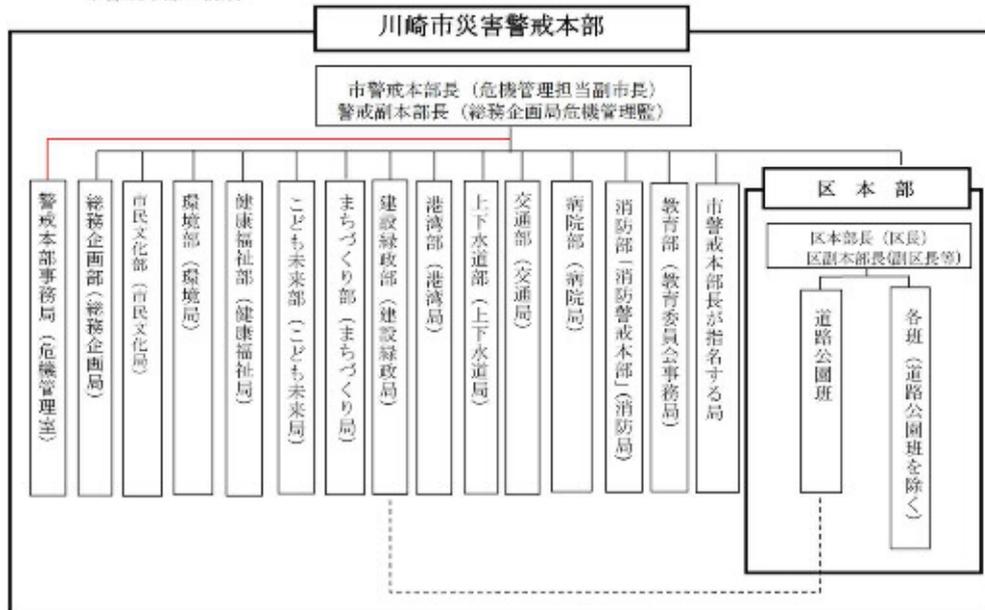
1 修正前

市警戒本部の構成



2 修正後

市警戒本部の構成





## 第3部・第6章・第5節 水防警報及び特別警戒水位 (P.104)

### 1 修正前

#### (第5節 3 特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川)

##### (1) 国土交通大臣が通知する河川 (単位m)

河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	量水標管理者	区域	
							自	至
矢上川	矢上橋	2.60	3.80	4.10	4.80	国土交通省	幸区矢上	幹川合流点

##### (2) 神奈川県知事が通知する河川 (単位m)

河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	避難判断断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	区域	
							自	至
三沢川	天宿橋	2.10	3.20	5.20	0.80	県土整備局	東京都界	多摩川合流点
平瀬川	平瀬橋	3.50	4.00	5.50	0.80	川崎市	宮前区水沢の無名橋	多摩川合流点
	嶋田人道橋	1.35	1.85	3.00	0.80	川崎市		
平瀬川支川	あゆみ橋	0.90	1.30	1.70	1.00	県土整備局	多摩区長沢市道橋	平瀬川合流点
ニヶ領本川	長尾橋	2.30	2.80	3.50	0.60	県土整備局	多摩区生田の橋本橋	平瀬川合流点
五反田川	栄橋	1.50	2.00	3.10	0.60	県土整備局	多摩区生田の田中橋	ニヶ領本川合流点
鶴見川							東京都界	高速道路下流端
	岡上橋	1.10	2.70	3.50	1.00	県土整備局		
矢上川	西ヶ崎橋	2.00	3.00	4.35	0.80	県土整備局	宮前区梶ヶ谷字宅地前	川崎市幸区矢上字橋向、横浜市港北区日吉町字根搦
麻生川	新三輪橋	1.20	2.60	4.00	0.80	県土整備局	麻生区上麻生の大谷戸橋	鶴見川合流点
有馬川	五月橋	1.00	2.00	4.00	0.60	県土整備局	高津区野川字中耕地先	矢上川合流点

## 2 修正後

### (1)国土交通大臣が通知する河川

番号	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (テレメータ)	区域	
										自	至
1	矢上川	矢上橋	2.60m	3.80m	4.10m	4.80m	京浜河川 事務所	横浜市 川崎市	国 土 交通省	川崎市幸区 矢上	幹川合流点

### (2)神奈川県知事が通知する河川

番号	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (テレメータ)	区域	
										自	至
1	三沢川	天宿橋	2.10m	3.20m	4.65m	5.20m	横浜川崎治水事務所 川崎治水 センター	川崎市	県 土 整備局	東京都界 から	多摩川合流点 まで
2	鶴見川	岡上橋	1.10m	2.70m	2.80m	3.70m	〃	〃	〃	東京都界 から	水車橋まで (左岸は水車橋 より河内橋まで を含む)
3	矢上川	西ヶ崎橋	2.00m	3.00m	3.35m	4.30m	〃	横浜市 川崎市	〃	宮前区梶ヶ谷 字宅地前から	幸区矢上字橋向 まで、横浜市港北区日 吉町字根摺まで
4	麻生川	新三輪橋	1.20m	2.60m	2.60m	3.15m	〃	川崎市	〃	麻生区上麻生 の大谷戸橋から	鶴見川合流点 まで
5	平瀬川	平瀬橋 (平瀬川下)	3.50m	4.00m	4.00m	4.60m	〃	〃	川崎市	宮前区水沢 の無名橋から	多摩川合流点 まで
	〃	嶋田人道橋 (平瀬川上)	1.35m	1.85m	1.85m	2.85m	〃	〃	〃		
6	平瀬川支川	あゆみ橋	0.90m	1.30m	1.30m	1.70m	〃	〃	県 土 整備局	多摩区长沢 4丁目の市道 橋から	平瀬川合流点 まで
7	二ヶ領本川	長尾橋	2.30m	2.80m	3.35m	3.50m	〃	〃	川崎市	多摩区生田 の橋本橋から	平瀬川合流点 まで
8	五反田川	栄橋	1.50m	2.00m	2.00m	2.80m	〃	〃	〃	多摩区生田の 田中橋から	二ヶ領本川 合流点まで
9	有馬川	五月橋	1.00m	2.00m	2.45m	3.25m	〃	〃	〃	高津区野川 字中耕地から	矢上川合流点 まで
10	真光寺川	矢崎橋	2.36m	2.86m	2.86m	3.16m	〃	〃	〃	東京都界から	鶴見川合流点 まで

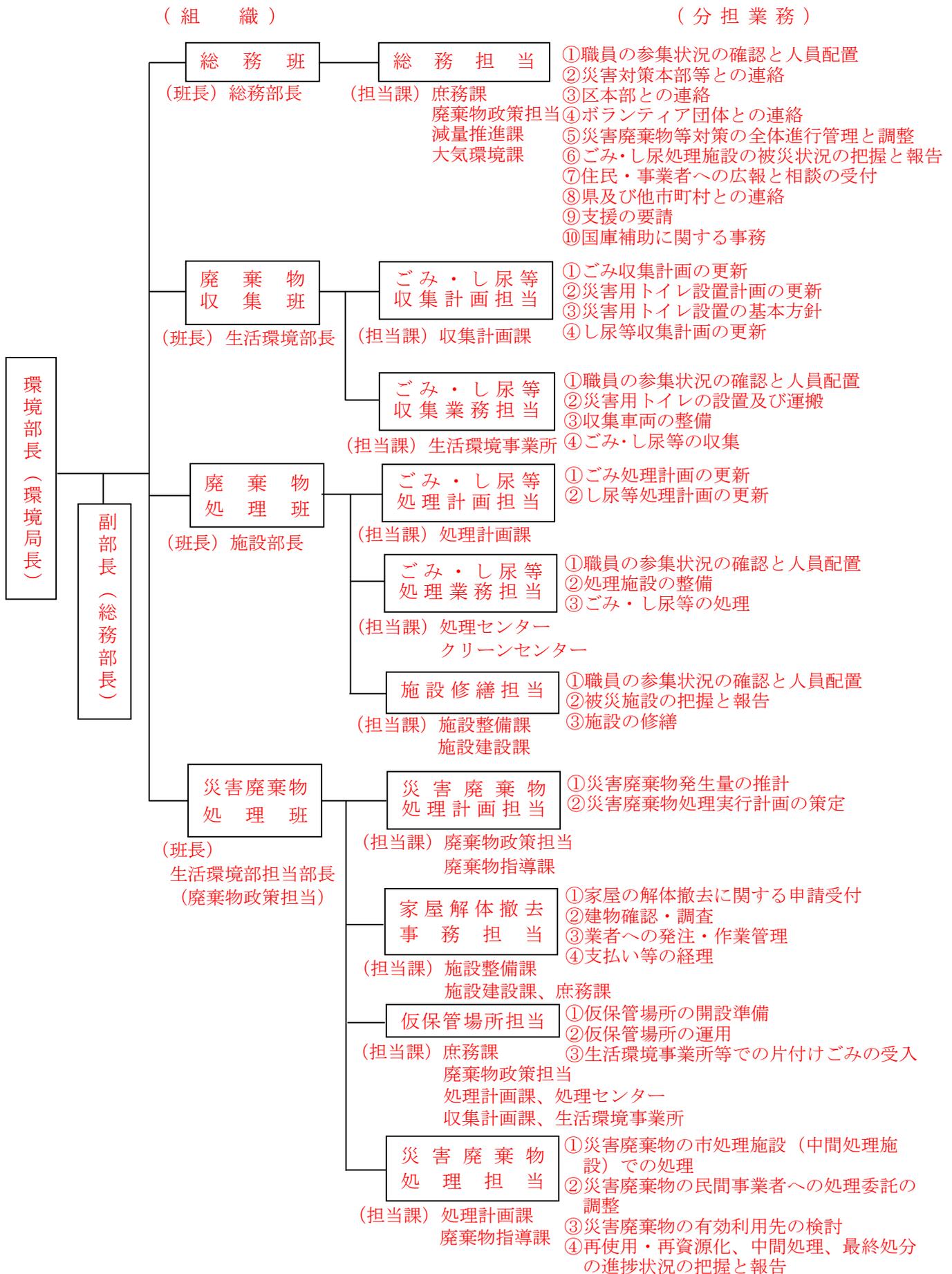
(以下新規掲載)

第1節

【組織図】



災害廃棄物等対策組織及び分担業務



各班の業務内容と着手時期

事前準備 (発災前3日程度)	初動期 (発災後3日以内)
<p><b>【総務班】(庶・政・減)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集予定の確認と人員配置</li> </ul> <p>○総務担当(庶・政・減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部等との連絡</li> <li>・住民・事業者への広報と相談の受付</li> </ul>	<p><b>【総務班】(庶・政・減)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> </ul> <p>○総務担当(庶・政・減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部との連絡</li> <li>・ボランティア団体との連絡</li> <li>・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整</li> <li>・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告</li> <li>・県及び他市町村との連絡</li> <li>・支援の要請</li> </ul>
<p><b>【廃棄物収集班】(収・生)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集予定の確認と人員配置</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等収集計画担当(収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集中止の検討・判断</li> <li>・災害用トイレ設置の基本方針</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等収集業務担当(生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の事前点検</li> <li>・住民・事業者への広報と相談の受付</li> </ul>	<p><b>【廃棄物収集班】(収・生)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等収集計画担当(収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集計画の更新</li> <li>・災害用トイレ設置計画の更新</li> <li>・し尿等収集計画の更新</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等収集業務担当(生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用トイレの設置及び運搬</li> <li>・収集車両の整備及び燃料の確保</li> <li>・ごみ・し尿等の収集</li> </ul>
<p><b>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集予定の確認と人員配置</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等処理計画担当(処)</p> <p>○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の事前点検</li> </ul> <p>○施設修繕担当(整・建)</p>	<p><b>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等処理計画担当(処)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿等処理計画の更新</li> </ul> <p>○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の整備</li> <li>・ごみ・し尿等処理</li> </ul> <p>○施設修繕担当(整・建)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災施設の把握と報告</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>
<p><b>【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集予定の確認と人員配置</li> </ul> <p>○災害廃棄物処理計画担当(政・指)</p> <p>○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋解体に係る対応の準備</li> </ul> <p>○仮保管場所担当(庶・政・処・収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮保管場所用地の調整・選定</li> </ul> <p>○災害廃棄物処理担当(処・指)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の民間事業者への事前連絡</li> </ul>	<p><b>【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況の確認と人員配置</li> </ul> <p>○災害廃棄物処理計画担当(政・指)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> </ul> <p>○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶)</p> <p>○仮保管場所担当(庶・政・処・収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮保管場所の開設準備</li> </ul> <p>○災害廃棄物処理担当(処・指)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整</li> </ul>

庶：庶務課、大：大気環境課、減：減量推進課、収：収集計画課、指：廃棄物指導課、政：廃棄物政策担当、生：生活環境事業所、処：処理計画課、整：施設整備課、建：施設建設課、セ：処理センター、ク：クリーンセンター

<p style="text-align: center;">応急期 (発災後 3 日～1 月以内)</p>	<p style="text-align: center;">復旧・復興期 (発災後 1 月以降)</p>
<p><b>【総務班】</b> (庶・政・減・大) ○総務担当 (庶・政・減・大) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・国庫補助に関する事務</p>	<p><b>【総務班】</b> (庶・政・減・大) ○総務担当 (庶・政・減・大)</p>
<p><b>【廃棄物収集班】</b> (収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当 (収)  ○ごみ・し尿等収集業務担当 (生)</p>	<p><b>【廃棄物収集班】</b> (収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当 (収)  ○ごみ・し尿等収集業務担当 (生)</p>
<p><b>【廃棄物処理班】</b> (処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当 (処)  ○ごみ・し尿等処理業務担当 (セ・ク)  ○施設修繕担当 (整・建)</p>	<p><b>【廃棄物処理班】</b> (処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当 (処)  ○ごみ・し尿等処理業務担当 (セ・ク)  ○施設修繕担当 (整・建)</p>
<p><b>【災害廃棄物処理班】</b> (庶・政・指・処・整・建・生・セ) ○災害廃棄物処理計画担当 (政・指) ・災害廃棄物処理実行計画の策定  ○家屋解体撤去事務担当 (整・建・庶) ・家屋解体に係る情報収集 ・家屋解体に係る広報と相談の受付  ○仮保管場所担当 (処・収・生・セ) ・仮保管場所の開設・運用 ・生活環境事業所等での片付けごみの受入  ○災害廃棄物処理担当 (処・指) ・災害廃棄物の市処理施設 (中間処理施設) での処理 ・災害廃棄物の有効利用先の検討</p>	<p><b>【災害廃棄物処理班】</b> (庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当 (政・指)  ○家屋解体撤去事務担当 (整・建・庶) ・家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ・家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理  ○仮保管場所担当 (処・収) ・仮保管場所の運用  ○災害廃棄物処理担当 (処・指) ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p>

第5部・第1章・第4節 資金の貸付 (P.189)

1 修正前

	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
所得制限	1 人	220 万円
	2 人	430 万円
	3 人	620 万円
	4 人	730 万円
	5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円	
利 率	年 3 % (措置期間は無利子)	
据置期間	3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)	
償還期限	10 年 (据置期間を含む。)	
償還方法	年賦又は半年賦	

2 修正後

	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
所得制限	1 人	220 万円
	2 人	430 万円
	3 人	620 万円
	4 人	730 万円
	5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円	
利 率	無利子	
据置期間	3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)	
償還期限	10 年 (据置期間を含む。)	
償還方法	半年賦又は月賦	